

魚津市告示第46号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第124号）の
一部を次のように改正する。

令和7年3月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条－第10条 （略） 附 則 1 ・ 2 （略） （この告示の失効） 3 この告示は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 8 条第 1 項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号－様式第 5 号 （略）	第 1 条－第10条 （略） 附 則 1 ・ 2 （略） （この告示の失効） 3 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 8 条第 1 項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。 別表 （略） 様式第 1 号－様式第 5 号 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。